また、本技術協力業務の契約締結日までに、北海道開発局における業種区分「土木関係コンサルタント」に係る令和３・４年度一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていること。なお、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北海道開発局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再決定を受けていること。

⑶　北海道開発局における工事区分「一般土木」に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した経営事項評価点数が、1,200点以上であること（上記⑵の再決定を受けた者にあっては、当該再決定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員については、経営事項評価点数が、1,100点以上であること（上記⑵の再決定を受けた者にあっては、当該再決定の際に、経営事項評価点数が1,100点以上であること。）。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再決定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　平成18年４月１日から公告開始日（ただし、新型コロナの感染拡大防止に向けた工事の一時中止措置等により年度内の工期延伸又は繰越した工事については、技術資料の提出期限日）までに、次の要件を満たす工事を元請として施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

以下の①から③のいずれかに該当するもの

①　平成18年度以降に、次の要件を満たすダム工事を元請として施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合に限る。）。

河川管理施設等構造令（以下「構造令」という）第２章の規定に基づくＲＣＤ工法のダムで、高さ30m以上のダム又は構造令第10章第73条四の規定による特殊な構造の河川管理施設等の認定を受けた台形ＣＳＧダムで、高さ30m以上のダム。（施工実績が確認できる資料を添付すること。）

②　特定建設工事共同企業体の場合は、代表者が上記①の要件を満たすダム工事を元請として施工した実績を有すること。代表者以外については、平成18年度以降に、構造令２章の規定に基づくコンクリートダム又は構造令第10章第73条四の規定による特殊な構造の河川管理施設等の認定を受けた台形ＣＳＧダムを元請として施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合に限る。）。（施工実績が確認できる資料を添付すること。）

③　国内実績のない外国籍企業が国外での施工実績により参加する場合、札幌開発建設部総合評価審査委員会における審査の結果、上記の同種工事の施工実績として妥当と判断された場合、参加を認める。

なお、当該実績が北海道開発局、大臣官房官庁営繕部、地方整備局（旧地方建設局及び旧港湾建設局を含む。）及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部の発注した工事に係るものである場合にあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。

⑹　技術提案が適正であること。

⑺　次に掲げるアからキまでのいずれかの条件を満たす設計技術者を当該技術協力業務に配置すること。

なお、設計技術者とは、設計業務等共通仕様書第1107条で定める管理技術者をいう。

ア　技術士（総合技術監理部門：建設部門の選択科目に限る。）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。

イ　技術士（建設部門）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。

ウ　ＲＣＣＭ（技術士部門と同様の部門に限る。）（国土交通省登録技術者資格に登録された部門を除く。）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。

エ　土木学会特別上級土木学技術者、上級土木技術者又は一級土木技術者

※土木学会における土木技術者資格については、平成22年度の資格認定者より名称変更となっていることから新資格名を記載しているが、旧資格名も同様の取扱いとする。

オ　博士（専攻分野：工学）

カ　建設コンサルタント登録規程（昭和52年４月15日建設省告示第717号）により技術管理者として国土交通大臣に認定された者（以下「国土交通大臣認定者」という。）

キ　国土交通省登録技術者資格（施設分野：ダム、業務：計画・調査・設計）

⑻　予定設計技術者は、本業務の履行期間中に本業務の受注者と直接的、かつ恒常的な雇用関係があること。

⑼　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者（以下「配置予定技術者」という。）を本建設工事に専任で配置できること。

ただし、配置予定技術者が現在他の工事に従事している場合は、契約締結日までに本建設工事に配置できること。

なお、受注者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合において監督職員との協議により、配置予定技術者を変更できるものとする。

ア　１級土木施工管理技士、又はこれと同等以上の資格を有し、かつダム工事総括管理技術者（コンクリートダム）の資格を有する者であること。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員については、１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する主任技術者を配置すること。

イ　平成18年度以降に、上記⑸①に掲げる元請としての工事の経験を有するものであること。ただし、特定建設共同企業体の代表者以外の構成員については、平成18年度以降に上記⑸②に掲げる元請としての工事の経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合に限る。）。

ただし、明示した同種工事の経験に携わっていたことが確認できる工事に限る。

また、上記の期間に１年以上の産前・産後・育児休業、介護休業及び傷病休業（以下「長期休暇」という。）を取得した場合は、長期休暇期間に相当する期間を実績として求める期間に加えることができる。

同種工事の経験が北海道開発局、大臣官房官庁営繕部、地方整備局（旧地方建設局及び旧港湾建設局を含む。）及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注の工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合は、工事成績評定の合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

ウ　配置予定技術者が、監理技術者の場合は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑽　本建設工事は、建設業法第26条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置を認めない。

⑾　申請書の提出期限の日から技術協力業務に係る見積合わせの時までの期間に、北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領（昭和60年４月１日付け北開局工第１号）に基づく指名停止を受けていないこと（共同企業体の場合は、全構成員が該当しない者であること。）。

⑿　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本関係若しくは人的関係がある建設業者でないこと。

⒀　入札に参加しようとする者の間に、資本関係若しくは人的関係がないこと。（入札説明書参照）

⒁　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

３　優先交渉者選定に関する事項

⑴　技術提案書の評価に関する基準　本案件は、幾春別川総合開発事業において位置づけられた三笠ぽんべつダムを建設することを目的としたダム建設工事である。